

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準

平成十七年三月二十九日
経済産業省・環境省告示第二号

(前略) 容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)第五十三条の二第三項及び第五十六条、冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)第四十四条の二第三項、液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第八十一条の二第三項、一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第八十三条の二第三項、特定設備検査規則(昭和五十一年通商産業省令第四号)第七十一条第三項及び第七十五条、コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)第三十八条の二第三項、(中略) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)第一百八条の二第三項及び第一百三十一条の二第二項、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令(平成九年通商産業省令第二十三号)第六十八条第二項、(中略)並びに経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第三十二号)第四条第四項の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準を次のように定める。

- 1 別表第2に掲げる保存等をする場合には、それぞれ別表第1に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。
- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「情報システム」とは、ホストコンピュータ、端末機、通信関係装置、プログラム等の全部又は一部により構成され、電磁的方法による記録、保存等をするためのシステムをいう。
 - (2) 「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。
 - (3) 「プログラム」とは、プログラム言語により記述された命令の組合せをいう。
 - (4) 「事務室」とは、端末機、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ等を設置している室、店舗、配送センタ等をいう。
 - (5) 「データ保管室」とは、データ、プログラム等を含んだ記録媒体等を保管する室をいう。
 - (6) 「記録媒体」とは、データ、プログラム等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード等をいう。

附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

別表第一

基 準	
1	ログ
①	情報システムには、データの保存及び更新時に保存及び更新の日時並びに実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること。
②	取得した「ログデータ」は安全な場所に保管し、保管方法等に係る運用管理規定を定めること。
2	アクセス
①	情報システムには、個人別の ID、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること。
②	情報システムのうち、データの保管を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザ等の正当性を識別し認証する機能を設けること。
③	個人別の ID は、複数者で共用しないこと。
④	情報システムには、情報やシステムの機密度を区分し、アクセス権限を制限する機能を設けること。
⑤	情報システムは、ID を付与された関係者以外のものが操作をしないよう周知徹底する等の措置をとること。
⑥	人事異動等で使わなくなった ID 及びパスワードは、直ちに無効化すること。
3	バックアップ
①	情報システムの保守、点検、改造等は、あらかじめ計画を設けた上で行き、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護装置を講じること。
②	データを収蔵したデータ記録媒体は、当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管場所に保管すること。
③	データを収蔵したデータ記録媒体及びバックアップは、定期的に保管状況の点検を実施すること。
4	セキュリティ対策等
①	外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること。
②	情報システムには、データのエラーの検出機能を設けること。
③	情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること。
5	スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）による読取に係る取扱い

- ①作業責任者の明確化等スキャナによる読取に係る運用管理規定を定めること。
 - ②スキャナにより読み取り画像情報として電子化した文書に圧縮を施す際、圧縮方式を適切に設定すること。
- 6 情報システムの運用管理
- ①情報システムの管理には、管理責任者を定めること。
 - ②管理責任者は、以下の項目の管理規定を明文化して定め、関係者に周知徹底すること。
 - ・ 事務室及びデータ保管室への入退室管理
 - ・ ID 及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
 - ③情報システムの電源には、システムに無関係な機器の接続を禁止し、電源の誤切断を防止すること。
 - ④データを収蔵したデータ記録媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出入及び授受は管理記録を整備して行うこと。
 - ⑤情報システムの非使用時には、施錠し又は機能を停止させること。
 - ⑥情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認した上で情報システム上での運用を開始すること。
- 7 情報システムの点検・監査
- ①情報システムの自主点検又は内部検査を定期的に行うこと。
 - ②第三者による情報システムの監査を定期的に行うこと。

別表第二

保 存 等
<p>[略] 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 53 条の 2 第 1 項及び第 56 条の保存、冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）第 44 条の 2 第 1 項の保存、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）第 81 条の 2 第 1 項の保存、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 83 条の 2 第 1 項の保存、特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第 4 号）第 71 条第 1 項及び第 75 条の保存、コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）第 38 条の 2 第 1 項の保存、</p> <p>[略] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 118 条の 2 第 1 項及び第 131 条の 2 第 1 項の保存、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成 9 年通商産業省令第 23 号）第 68 条第 1 項の保存、[略] 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年経済産業省令第 32 号）第 4 条第 4 項の保存</p>